

平成 28 年 11 月 15 日

各都道府県ミニバスケットボール連盟

会 長 様
理 事 長 様

日本ミニバスケットボール連盟
会 長 佐々木 民義

倫理規定に基づく処分基準の周知について

平素より、日本ミニバスケットボール連盟の活動へのご理解、ミニバスケットボールの普及のご努力に感謝申し上げます。

かねてより日本ミニバスケットボール連盟は「暴力の根絶に向けて」「☆再度、暴力行為の根絶に向けて2」「倫理規定」「5つの心得」を配布し指導者の資質向上に努めてきましたが、いまだに理解が不十分である指導者が存在していることが、数ある苦情申し立てによって示されています。

この現状を顧みて、「あってはならない行為」と「もし起きてしまった時には、どのような処分が適切か」を提示した処分基準が存在すること、そして、暴力暴言等は、子どもの人権侵害であることを明確に示す必要があると考えました。

そこで、公益財団法人日本体育協会の「日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準 別表」と公益財団法人日本バスケットボール協会の「指導者処分のガイドライン」について、都道府県連盟より、各チームの指導者に周知していただきたいと存じます。

このことで、苦情が多い2つの要素「暴力・体罰行為」「心身に有害な言動（暴言・退会させる等パワハラ行為）」をなくし、「熱心な指導者」の名にかくれた自己中心的な指導から脱却する、よりよい指導者を育成していただけますようお願い申し上げます。

※添付ファイル

- 公益財団法人日本体育協会「日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準 別表」
- 公益財団法人日本バスケットボール協会「指導者処分ガイドライン」

以上

日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準 別表

表1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）

| 違反行為の程度・結果 | 処分内容 |
|---|----------|
| 被害者が傷害を負わなかった | 資格停止6か月 |
| 被害者が全治1か月未満の傷害を負った | 資格停止12か月 |
| 暴力、体罰等により、 ①被害者が全治1か月を超える傷害を負った ②死亡するに至った ③重大な後遺障害が残る傷害を負った ④刑事処分をされた | 資格取消し |
| <p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 | |

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動

| 違反行為の程度・結果 | 処分内容 |
|--|----------|
| 偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった | 注意 |
| 継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった | 厳重注意 |
| 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた | 資格停止12か月 |
| 暴言等を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた | 資格取消し |
| <p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧被害者の言動、態度等</p> <p>⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p> <p>【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為</p> | |

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

| 違反行為の程度・結果 | 処分内容 |
|---|----------|
| 被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった | 資格停止12か月 |
| わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた | 資格停止24か月 |
| わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた | 資格取消し |
| <p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における身体的負荷の程度</p> <p>⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p> | |

表4. 指導対象者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

| 違反行為の程度・結果 | 処分内容 |
|---|----------|
| 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった | 資格停止12か月 |
| 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた | 資格停止24か月 |
| 性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた | 資格取消し |
| <p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧被害者の言動、態度等</p> <p>⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p> | |

表5. 指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導（以下「不適切な指導」という。）

| 違反行為の程度・結果 | 処分内容 |
|---|----------|
| 偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった | 注意 |
| 継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった | 厳重注意 |
| 不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた | 資格停止12か月 |
| 不適切な指導を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた | 資格取消し |
| <考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立等 | |

表6. 所属クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

| 違反行為の程度・結果 | 処分内容 |
|---|----------|
| 他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった | 資格停止12か月 |
| 不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した | 資格停止24か月 |
| 不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた | 資格取消し |
| <p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等） ②加害者の地位・立場 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等 | |

指導者処分ガイドライン

| 考慮すべき要素 | 違反の程度・結果 | 処分内容 |
|--------------------------|----------------|--|
| ・暴力・体罰行為 ・故意か過失か、確認 | 被害者障害なし | 1. 懲罰の種類 懲罰の種類は以下の8項目とし、いずれかを科すものとする。 (1) 戒告 (2) 譴責 (3) 罰金 (4) 出場資格の停止 (5) 資格の降格・剥奪 (6) 公的業務の停止・禁止・解任 (7) バスケットボール関連活動の停止・禁止 (8) 除名 2. 処分基準 ① <u>実害がない偶発的な違反行為である場合は、(1)～(3)の懲罰を科することができる。</u> ② <u>実害はないが、偶発的とは言えないまたは継続的な違反行為である場合は、(1)～(5)の懲罰を科することができる。</u> ③ <u>実害がある違反行為である場合は、(1)～(7)の懲罰を科することができる。</u> ④ <u>実害がある重大な違反行為である場合は、(1)～(8)の懲罰を科することができる。</u> |
| | 被害者が全治1か月未満 | |
| | 被害者が全治1か月以上 | |
| ・心身に有害な言動 ・故意か過失か、確認 | 活動環境に影響なし | |
| | 被害者が強い嫌悪感を覚える | |
| | 周囲の活動に支障がある | |
| ・わいせつ行為 ・心身に有害な影響を及ぼす | 苦痛だが活動環境に支障はなし | |
| | 被害者、周囲に支障 | |
| | 重大な障害・刑事罰 | |
| ・性的言動 | 被害者苦痛。周囲未悪化 | |
| | 被害者、周囲に支障 | |
| | 重大な障害・刑事罰 | |
| ・不適切な指導 ・しごき・おいこみ | 活動環境に影響なし | |
| | 被害者が強い嫌悪感を覚える | |
| | 周囲の活動に支障がある | |
| ・脱税等不適切な経理処理 | 知りながら未報告 | |
| | 他の目的に流用した | |
| | 自己の利益・刑事罰 | |

ただし、処分決定にあたっては、加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響等を考慮し、過去の処分内容との均衡等を総合的に考慮の上、形式的・機械的でなく、個別事案に応じて決定する。